

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 2月 1日～ 令和7年 1月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和5年 2月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 令和5年 2月～ 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに育児休業・出生時育児休業の意向を確認

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年 2月～ 各職場における短時間勤務者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 令和5年 2月～ 小学校入学前までの子を持つ社員へ個別に制度を周知するとともに短時間勤務の意向を確認

目標3：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を全従業員の平均が10日以上になるようにする。

<対策>

- 令和5年 3月～ 全員が年次有給休暇を自由に取得するために十分な人員の確保
- 令和5年 4月～ 毎月の有給休暇の募集